

議案第45号 人権擁護委員候補者の推薦に関する意見を求めることについて

総務部人権庶務課

1 釜井 順子（かまい じゅんこ）氏

2 任期

法務大臣が委嘱する日から3年

3 他の委員

要害 映子（ようがい えいこ）氏 （平成18.10.1～令和9.9.30）7期目

奥村 晴代（おくむら はるよ）氏 （平成30.10.1～令和9.9.30）3期目

飯倉 昇明（いいくら のぶあき）氏（平成30.10.1～令和9.9.30）3期目

陶山 憲雅（すやま けんが）氏 （令和5.4.1～令和11.3.31）2期目

4 委員の資格（人権擁護委員法第6条第3項）

市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であって直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

5 その他 令和8年12月31日任期満了
同氏を再推薦

担当

総務部人権庶務課

電話 048-463-1738